

平成29年第7回平取町議会臨時会（開会 午前 9時28分）

議長

皆さんおはようございます。ただいまより平成29年第7回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、5番井澤議員と6番藤澤議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、本日議会運営委員会を開催し、協議を行っておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。10番四戸議員。

10番  
四戸議員

10番四戸です。本日招集されました第7回町議会臨時会の議会運営等につきましては、本日開催しました議会運営委員会におきまして協議し、会期につきましては本日8月9日の1日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成29年5月分、6月分の出納検査の結果報告書が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配布しております。また、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査結果報告書が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配布しております。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。一つとして要望経過報告について。町長。

町長

それでは1の要望経過報告について申し上げたいと思います。要望項目、象徴空間「広域関連区域」整備に関する要望であります。要望先は道内選出アイヌ議連国会議員並びに内閣官房アイヌ総合政策室長であります。要望月日は7月19日から20日であります。要望者は町長、議長、副議長、アイヌ文化伝承推進特別委員会委員長、アイヌ協会会長、二風谷民芸組合代表理事の6名であります。平取町では先人の偉業のもとで、アイヌとしての独自の文化を失うことなく、儀礼に加え舞踊、言語、伝統工芸が現在も保存、継承と系譜の維持に努めているところでございます。そこで象徴空間広域関連区域にかかわる平取町の機能分担としては、広域なフィールドと文化的所産の活用による文化伝承、人材育成、原材料供給機能が発揮できる提案をこれまで要望してきたところでございます。この広域関連区域につきましては国のアイヌ政策推進会議の作業部会におきまして白老町以外の伝承活動が盛んな地域として、平取町、阿寒町

などが位置付けられたものでございます。具体的な機能分担としては、アイヌ文化を中心に広域関連区域を利用してアイヌ文化を伝承し実践的に指導できる人材を育成する仕組みをつくり、象徴空間の主として文化伝承機能あるいは体験交流機能に役立つ実務者を育てるとともに、平取町における文化伝承、人材育成を促進するために、必要なシステム構築と運営にかかわる予算の確保についての要望をしたものでございます。今回の要望活動で4回目となりますけれども、平取町の取り組みについては高く、国からも評価されておりまして、具体的な方向性が示されるものと期待をしているところでございます。次に、要望項目、平成30年度日高地方の総合開発に関する提案・要望、高規格幹線道路「日高自動車道」の整備促進について、重症心身障害児（者）が安心して暮らせるための要望、JR日高線大狩部・厚賀間の護岸復旧に関する緊急要望の4点であります。要望先は北海道知事、北海道議会議長、管内選出道議会議員、北海道開発局長、室蘭開発建設部長、室蘭建設管理部長、そしてJR北海道ほかでございます。要望月日は7月26日から27日であります。要望者は、日高総合開発期成会として、管内7町長、議長でございます。1点目の平成30年度の日高地方の総合開発に関する提案要望にかかわる平取町分の要望につきましては、主には沙流川総合開発事業における、平取ダムの早期完成について、国道、道道に関する整備促進に関する要望、さらには、イオルの再生事業等の要望をしてございます。次に2点目の高規格幹線道路「日高自動車道」の整備促進につきましては、災害に強い交通ネットワークの形成のため、現在、日高町平賀から日高門別本町間の5.8キロは既に供用開始をされているところでありますが、門別本町から厚賀間の14.2キロの区間については、平成30年3月までには供用開始予定でございます。その先の浦河町までの整備促進について要望をしているところでございます。3点目の、重症心身障害児（者）が安心して暮らせるための要望につきましては、重度の知的障害と重度の肢体不自由とが重複し、移動、食事、排せつ、入浴など全面的な介助が必要であり、なおかつ人工呼吸器や気管切開による呼吸管理など、医師や看護師をはじめとする支援が必要となっており、家族が高齢化し、将来我が子を支援できなくなる不安な日々を送っているものであります。このような状況を1日も早く改善し、重症心身障害児が身近な地域で安心して暮らせるように、グループホームを日高管内に開設するように要望したものでございます。4点目のJR日高線大狩部・厚賀間の護岸復旧に関する緊急要望につきましては、ご承知の通り、JR日高線運休の原因となっております日高線大狩部・厚賀間の護岸決壊による土砂流出は今も続いており、被災箇所周辺の漁業にも影響が出始めておりますことから、応急措置ではなく、恒久対策について、JR北海道等に強く求めたものでございます。次の要望項目、これは中央要望であります。前段の内容と同じでございます。また要望先は記載のとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思っております。また要望月日は7月31日から8月1日の2日間でございますが、中央での追加要望として、強い馬づくりと軽種馬経営の持

続的發展に資する馬産地活性化についてでございます。要望先は、農林水産省並びに日本中央競馬会に要望をしてございます。最後に要望項目平取ダムの建設事業の早期完成に関する要望でございます。要望先は道内選出国會議員、国土交通大臣、副大臣、政務官、国土交通省事務次官、水管理・国土保全局長、北海道局長ほかでございます。要望月日は8月2日でございます。要望者は平取町、日高町の2町で要望をしてございます。平取町側からは町長、議長、産業厚生常任委員長、沙流川総合開発特別委員長、平取ダム建設促進期成会長ほかでございます。日高町側からは日高町長、議長でございます。平取ダム建設事業については、7月30日に本体工事に伴う定礎式が厳粛ななかで無事に終了したところでございますが、2020年のオリンピックの年に完成予定でございますが、最近は異常気象等々によりまして、全国各地で豪雨災害が発生しており、予定どおり完成するように、平成30年度の予算確保に向けて要望をしたところでございます。以上で要望経過報告を終わります。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、議案第1号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

(緊急通報)

休憩します。

(休憩 午前 9時39分)

(再開 午前 9時41分)

議長

再開します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第1号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約につきまして、ご説明申し上げますので議案1ページをお開き願います。提案理由は、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の構成団体について、脱退及び名称変更により異動があり、規約の変更を行う必要が生じたことから、地方自治法第290条の規定に基づき、同組合を構成する町の議会の議決を求めるものであります。変更内容についてご説明いたしますので、議案書2ページをお開き願います。同組合の規約、別表第1中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に、「江差町ほか2町学校給食組合」を、「江差町・上ノ国町学校給食組合」にそれぞれ改めようとするものであります。なお、附則におきまして、この規約変更案は地方自治法第286条第1項の規定による、総務大臣の許可の日から施行しようとするものであります。以上、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約案に関する説明を申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第1号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第2号北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第2号北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約につきましてご説明申し上げますので、議案書3ページをお開き願います。提案理由は、北海道市町村総合事務組合の構成団体について、脱退及び名称変更による異動があり、市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要性が生じたことから、地方自治法第290条の規定に基づき、同組合を構成する町の議会の議決を求めるものであります。変更内容をご説明いたしますので、議案書4ページをお開き願います。同組合規約別表第1中、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に、別表第2中、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」にそれぞれ改めようとするものであります。なお、附則におきまして、この規約変更案は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行しようとするものであります。以上、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約案に関する説明を申し上げましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第2号北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第3号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約につきまして、ご説明申し上げますので議案書5ページをお開き願います。提案理由は、北海道市町村職員退職手当組合の構成団体について脱退及び名称変更による異動があり、その規約の一部を変更する必要性が生じたことから、地方自治法第290条の規定に基づき、同組合を構成する町の議会の議決を求めるものであります。変更内容をご説明いたしますので、議案書6ページをお開き願います。同組合同規約別表(2)中、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」にそれぞれ改めようとするものであります。なお、附則におきまして、この規約変更案は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行しようとするものであります。以上、北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約案に関する説明を申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第3号北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第4号財産の取得についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習  
課長

それでは、議案第4号財産の取得についてご説明いたしますので、7ページをお開き願います。町有バスとして次の財産を取得するものであります。提案の理由であります。今回の件につきましては財産取得1千万を超えるということで、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会に付さなければならない、財産の取得又は処分は予定価格1千万以上の不動産もしくは、動産の買入れでございます。今回の町有バスの更新につきましては、前回の更新以来15年以上の経過をしているところであります。最近、ギアの故障またリコール等により部品等の交換を予定しておりましたが、バスの底の腐食が激しく、交換できないような状況など、不具合等がバス運行に支障を来しており、委託先の道南バスによる修理も重ねておりますが、今後さらにバス走行中のトラブルが発生すると思われ、特に走行中の事故があれば大変な事態になるとい

うことから今年度更新しているところであります。入札であります、6月27日に10時から執行しております。取得内容ですが、まず財産の取得ということで、町有バス（中型バス）、次の型式及び規格ですが、いすゞGALAmio M-III（定員：運転手、補助席込41名）ということになります。数量であります、1台。取得金額は2220万7210円であります。取得相手方ですが、苫小牧市一本松町9番地2、北海道いすゞ自動車株式会社苫小牧支店、支店長深澤靖広であります。契約期間につきましては、平成30年3月28日までであります。指名業者といたしましては、北海道いすゞ自動車株式会社苫小牧支店、北海道日野自動車株式会社苫小牧支店の2者でございます。販売は2者しかございませんので、2者ということになります。そして、日野自動車におきましては、当日棄権をしております。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。11番千葉議員。

11番  
千葉議員

11番千葉です。先ほども議運の関係でもご説明受けたんですが、ただ1点、お伺いしておきたいことがあります。財産取得そのものに対して何も異論はございませんし、バスも相当古くなって腐食が激しいということで、妥当な判断かなというふうに思ってますので、その点については先に申し上げておきますが、ただいすゞ自動車さんのほうと、取得の相手方がいすゞ自動車ということなんですけど、ただ、入札という文言使ったなかで、前日にもう1者棄権というか、入札に参加しないなかで、1者での入札っていうことはちょっと私の意識の中では、どうなのかな。事務的な処理も含めて、入札って言葉使って記録に残ることが正しいのかなというふうに思っているものですから、承知のとおり複数者による札の投函が入札ということですので、そのことについては何も問題ないのかな。まあ取得金額も内訳、中野課長のほうに聞きましたら、さまざまな予定した金額より若干安くなってもいいしその点について問題はないんですけども、ただ入札参加で1者での入札行為ということ、事務処理上は正しいのかなというのがちょっとあります。なぜかというとならば1者なりますと、例えば見積り出てきたなかでの見積り交渉、あるいはその随意契約的なことに踏み切る手続きが正しいような気がするんですけども、その点事務処理上にも問題ないんでしょうか。ちょっと気になったものですからその点だけお伺いしておきたいと思います。

議長

生涯学習課長。

生涯学習  
課長

お答えいたします。事務処理上問題ないのかということであれば、問題ないということのなか理解してやっております。基本的に製造販売会社が2者しか

いという中で、それを指名競争ということで、入札させていただきました。その中で前日の夕方なんです、日野自動車より3月28日まで製造することはまず不可能ということで、入札してもそこまで間に合わなければ大変なことになりますからということで、辞退させていただきますということのお答えが来ました。そのなかでうちも基本的には指名競争ということになります。そこで例えば打ち切ってまた次に例えば随契ということになりますと、また逆に価格の上がる恐れもあるということも含めまして、今回そのまま規定上ですね、こういうかたちで入札をさせていただきます。以上です。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

わかりました。中身はだいたいわかりました。私がなぜそういうことを質問するかというと、やはり1者ということが前の日にわかったということになれば、本来はどうなんだろうかね、残りのいすゞ自動車さん1者しかないわけですから、見積額交渉とかっていうかたちとらなくても、今あっさり課長は大丈夫ですというふうに言ったんで私も確信もってそういうふうを受けとめますけども、1者での入札も、じゃあ今後もこのようなケースはケースとして受けていくというかたちでよろしいんでしょうかね。ほかのことも含めてですね、総合的な入札制度、問題ないということで受けとめてよろしいという確認をちょっととっておきたいと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道  
課長

入札の関係でございますのでちょっとお答えしたいと思うんですけども、今回のバスの件、中野課長からも説明あったとおり、当初2者の指名競争ということでしたけども、前日に1者棄権したということで、千葉議員のおっしゃるのは、その段階で随契かなにかにしたほうがいいんじゃないかというお話だと思うんですけども、ちょっと非公式で、前段この議会の前にお話しあって、入札ということで私たち建設水道課もちょっと内部で協議したんですけども、今回の場合は基本的には当初2者ということで競争原理が働いてるわけです、指名競争入札ということで。ただ、結果的には1者になったということで、そこを随契に切り替えるためには、1回入札を中断しなきゃならないんですね。ということは、これこれこういう理由で1回延期しますよという通知を出さなきゃならない。という段階では、これこれこういうことっていうことは1者が棄権したよということを相手方に知らせることになります。となれば、残ったのはうちだけなんだなということになります。そこになると競争原理が働かないというか、そういうことも考えられますので、当初これだけの金額だけでもちょっと上乘せしとくかということも考えられますので、急遽切り替えないで高止まりということも結果的には考えられますので、今回はそのまま1者だけ

も入札を実行したというのが現実かなと思います。それと、今後の話なんですけども、ないとは言えないんですけども、今回の場合は特にバスという特殊で、2者しかないというなかでの結果でありまして、基本的にはこういうかたちあんまり好ましくはないんですけども、これがずっとなるのかっていうのはそういうことにはならないかなと思います。以上です。

議長

ほかございませんか。なければこれで質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第4号財産の取得については原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第5号平成29年度平取町一般会計補正予算第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは、議案第5号平成29年度平取町一般会計補正予算第3号につきまして、ご説明申し上げますので議案書の8ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ9731万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億2698万4千円にしようとするものであります。第2項におきまして歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。また、第2条において地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものであります。それでは歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、議案書の14ページをご覧ください。科目は、3款1項7目共同作業場費13節委託料、金額860万3千円、同じく15節工事請負費、金額8871万6千円、7目合計で9731万9千円を追加しようとするものであります。13節委託料は、平取町民芸品共同作業場建設工事監理業務委託料、15節工事請負費は平取町民芸品共同作業場建設工事に関わるものであります。委託料に関しましては、二風谷生活館に隣接する町有地に、平成29年度新しい民芸品共同作業場を建設するに際して、当初は、面積要件などの理由から必要がないと見込んで当初予算に工事監理業務委託料を見込んでおりませんでした。地元、二風谷民芸組合の要望や東京大学名誉教授など、町のアドバイザーの提言を踏まえて実施設計を行ったところ、当初の見込みより床面積が増加し、建物のデザイン性をより重視することとなったことから、工事監理委託料860万3千円を新たに予算計上する必要が生じたものであります。また、建物本体の工事請負費については、床面積の増加、建物のデザイン性の重視に加え、資材費、労賃などの高騰など



の理由により、建物工事に關し、当初予算を上回る費用がかかる見込みとなりましたことから、この度、予算を補正するものであります。歳出は以上です。一方、歳入につきましては12ページ上段をご覧くださいと思います。科目は14款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金、金額4865万9千円の増額であります。これは先ほど、歳出14ページで申し上げました、平取町民芸品共同作業場建設にかかる補正額の2分の1に相当する金額が農山漁村振興交付金として、国から交付されるものであります。次に下段、19款1項1目繰越金1節繰越金、金額6万円であります。これは民芸品共同作業場整備事業に關して、対象となる交付金、起債を充当した上でなお不足する財源について、平成28年度繰越金に求めようとするものであります。続いて13ページをご覧ください。21款1項2目民生債1節民生債、金額4860万円の増額であります。これは民芸品共同作業場整備事業にかかる経費の2分の1に相当する財源を過疎対策事業債に求めようとするもので、元利償還額の約70%が交付税措置されるものであります。歳入歳出事項別明細書は以上であります。次に10ページ、第2表、地方債補正をご覧ください。第2表、地方債補正は、起債の目的、補正前と後の限度額、補正後の起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものであります。先ほど13ページでご説明いたしましたとおり、本補正予算における起債の目的は、民芸品共同作業場整備事業で、その限度額を補正前の1億2180万円から補正後は1億7040万円にしようとするものであります。以上、平成29年度平取町一般会計補正予算第3号につきましてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第5号平成29年度平取町一般会計補正予算第3号は原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第6号平成29年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務  
長

議案第6号平成29年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号をご説明いたします。第1条、平成29年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号を次のように定めようとするものでございます。第2条、平成29年度平取町国民健康保険病院特別会計予算第5条に定めた継続費を次のように

改めるものでございます。予算科目、第1款資本的支出第3項建設改良費、事業名、平取町国民健康保険病院新築工事、補正前総額14億1960万円。年割額、平成29年度、8億5100万円、平成30年度、5億6860万円を総額に8千万円を追加し、14億9960万円、平成29年度年割額は変更なく8億5100万円、平成30年度は8千万円の追加で6億4860万円とさせていただきます。平成29年度予算議決後に実施設計が完了し、平成29年度建設工事単価等に置き換え積算し、事業費を見積ったところ、継続費の当初総額予算に不足を生じることとなったため補正をさせていただきます。次のページをご覧ください。予算説明資料として継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書がありますけれども、支出予定額については今ご説明したとおりでございますので省略させていただきますが、財源の内訳につきましては、増額した8千万円を全額平成30年度の地方債により手当てすることとしておりまして、補正前の平成30年度発行額が5億4160万円が補正後、6億2160万円となります。建設工事等の単価改正等の見込みが見込みより大きくなり、予算の増額となりますがご理解をいただきご審議をお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第6号平成29年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案6件で原案可決6件となっております。以上で全日程を終了いたしましたので、平成29年第7回平取町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でございました。

(閉会 午前10時10分)